

島原市報道資料

平成25年4月9日

報道関係者 各位

島原市福祉保健部長 金子 忠教

島原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定、送付について

平素より、本市における福祉行政の推進に対しましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年度から29年度までの5年間における地域福祉の推進に関する諸施策をまとめた「島原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が別冊のとおり完成いたしましたので、送付いたします。



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当： 福祉保健総務 グループ
福祉 班 早稲田、濱口
電話：0957-63-1111（内線 277）
E-mail：fukushi@city.shimabara.lg.jp

島原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定経過等について

●島原市地域福祉計画の位置づけ

- 島原市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する地域福祉の推進に関する事項を定めた計画です。(策定については努力義務とされています)。

市のまちづくりの指針である島原市市勢振興計画を基軸に、地域福祉を総合的に推進するため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉・子育て支援、地域保健などの各部門の個別計画と連携しながら、地域住民や福祉関係者などが協力して取り組むための、福祉保健の総合的かつ横断的な行政計画として策定しました。

- 島原市地域福祉活動計画は、地域住民や福祉サービス事業者などが相互協力し、島原市社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。
- 計画の内容や策定過程を共有するなど相互の連携が重要であるという考え方に基づいて、両計画を一体的に策定しました。

●計画の基本理念と基本目標

○基本理念

本計画では市民一人ひとりが温かいところを持ち、支え合い助け合いながら、人と人との交流、地域と地域の交流を深め、島原市に住む人と地域が一体となって地域づくりを進めていくことを目指し、「みんなが助け合いながら安心して暮らせるまちをつくろう」を基本理念としています。

○4つの基本目標

- (1) ふれあい・支え合いのまちをつくろう
- (2) サービスが利用しやすい環境をつくろう
- (3) 健やかで生きがいのあるまちをつくろう
- (4) 安全・安心に暮らせるまちをつくろう

●本市の策定経過

- 本計画策定委員会の設置（市民公募委員3名を含む外部委員14名で構成）
第1回（H22年11月）から第4回（H25年2月）まで4回開催。
- 地区懇談会の開催
地区懇談会を7地区において2回ずつ開催
第1回（H23年3月）、第2回（H23年10～11月にかけて）。
- 市内部の関係部署によるワーキンググループの設置
- パブリックコメントの実施：H25年1月4日～2月4日

●計画書の周知

計画書の周知については、計画書の配付（市議会議員、市の民生委員・児童委員、町内会・自治会連合会、各行政機関などへ）と市ホームページへの掲載を予定。